

学校法人植草学園職員処分手続規程

〔制 定 平成20年2月25日〕

〔最近改正 平成27年3月30日〕

(目的)

第1条 この規程は、学校法人植草学園職員就業規程（以下「就業規程」という。）第44条の規定に基づき職員の処分手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用除外)

第2条 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合の処分については、次条から第10条までの規定は、適用しない。

(調査委員会)

第3条 理事長は、職員の処分についての事案があるときは、その都度調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、前項の事案に係る事実認定を行うとともに、調査対象者（以下「当事者」という。）に対する処分事由該当性を判断する。

3 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、事案によって理事長が指名する。

- 一 理事
- 二 評議員
- 三 当事者が所属する学校等の長
- 四 学園事務局長
- 五 その他理事長が必要と認める者

4 調査委員会に、委員長を置き、理事長が指名する理事をもって充てる。

(調査説明書の交付)

第4条 調査委員会は、当事者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した調査説明書を交付しなければならない。

- 一 当事者の氏名、職名及び所属
- 二 予定される処分の種類及び程度
- 三 根拠規定
- 四 処分をしようとする理由
- 五 調査委員会に対して口頭又は書面で陳述することを請求できる旨及びその期間

(陳述の機会の請求)

第5条 当事者が陳述の機会を与えられることを請求するときは、その者（以下「請求者」という。）は、前条の調査説明書の交付を受けた後14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した陳述請求書を調査委員会に提出しなければならない。

- 一 請求の理由
- 二 陳述の方法
- 三 参考人の要否（参考人を必要とする場合は、その氏名、住所及び職業並びにその理由）

2 陳述請求書には、必要と認める資料を添付することができる。

- 3 請求者は、提出した陳述請求書の記載内容を変更しようとするときは次条第2項に規定する口頭陳述の日又は陳述書の提出期日の5日前までに、陳述請求を取り下げようとするときは遅滞なく、書面をもって調査委員会に申し出なければならない。

(陳述の機会の付与及び通知)

第6条 調査委員会は、前条第1項の陳述請求書を受理したときは、請求者に対し、口頭又は書面による陳述の機会を与えなければならない。

- 2 調査委員会は、口頭陳述の日時及び場所又は陳述書の提出期日を定め、当該日の5日前までに請求者に通知する。

(出頭又は陳述書の提出)

第7条 請求者は、口頭陳述の場合においては調査委員会が指定した日時及び場所に出頭し、書面陳述の場合においては調査委員会が指定した期日までに陳述書を提出しなければならない。

(陳述の機会の放棄)

第8条 請求者が正当な理由なく、前条の調査委員会が指定する日時及び場所に出頭しないとき又は調査委員会が指定する期日までに陳述書を提出しないときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。

(会議の非公開)

第9条 調査委員会の会議は、公開しない。

(理事長への報告)

第10条 調査委員会は、請求者及び参考人の陳述並びに請求者から提出された陳述書その他の関係書類等により認定した事実及び不利益処分事由該当性の結果（以下「調査結果」という。）を理事長に報告しなければならない。

(処分説明書の交付)

第11条 理事長は、職員をその意に反して降任又は休職させるとき、解雇するとき若しくは懲戒処分を行うときは、その職員に対し、次の各号に掲げる事項を記載した処分説明書を交付しなければならない。

- 一 被処分者の氏名及び職名
- 二 処分発令日
- 三 処分の種類及び程度
- 四 根拠規定
- 五 処分の理由

(非常勤職員に対するこの規程の準用)

第12条 非常勤職員に対する解雇及び懲戒に関する手続については、この規程を準用する。

(処分の基準)

第13条 この規程による処分の程度は、別表「学校法人植草学園処分基準標準例」を参考に調査委員会の議に基づき理事長が決定する。

(公表)

第14条 この規程により処分を行った場合は、必要に応じて適当な方法により公表するものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事長が理事会の承認を得て行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附 則 (平成20年2月25日理事会承認)
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月25日理事会承認)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日理事会承認)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表 学校法人植草学園処分基準標準例 (学校法人植草学園職員処分手続規程第13条関係)

事 由		免職	停職	減給	戒告	
一般的 事項	欠勤	ア 10日以内		●	●	
		イ 11日以上20日以内		●		
		ウ 21日以上	●	●		
	遅刻, 早退の繰返し					●
	休暇の虚偽申請				●	●
	勤務態度不良				●	●
	職場内秩序びん乱	ア 暴行		●	●	
		イ 暴言			●	●
	虚偽報告				●	●
	秘密漏洩		●	●		
	個人情報の目的外収集, 使用				●	●
	個人情報の不適正管理				●	●
特定の政党支持, 政治活動教育				●	●	
ハラスメント行為		●	●	●	●	
学術研究 関係	学術研究 (公的研究費, 基盤研究費) に係る不正		●	●	●	●
金品取扱 関係	横領, 窃盗, 詐欺		●			
	紛失, 盗難					●
	学園物品等損壊				●	●
	出火, 爆発					●
	諸給与の不適正支払・受給				●	●
	業務用金品の不適正処理				●	●

コンピュータ関係	コンピュータの不適正使用			●	●
業務外非 行関係	放火, 殺人, 強盗, 麻薬・覚醒剤等の所持又は 使用	●			
	傷害, 暴行, けんか		●	●	●
	器物損壊			●	●
	横領, 窃盗, 詐欺・恐喝	●	●		
	賭博		●	●	●
	酩酊による粗野な言動等			●	●
	淫行	●	●		
	痴漢行為		●	●	
交通事故 等	飲酒運転				
	┆ 酒酔い運転	●	●		
	┆ 酒酔い飲酒運転による人身事故	●			
	┆ 酒気帯び運転	●	●	●	
	┆ 酒気帯び運転による人身事故	●	●		
	┆ 酒気帯び人身事故の措置義務違反	●			
	飲酒運転者への車両提供, 飲酒運転車両への同 乗	●	●	●	●
	飲酒運転以外の人身事故				
┆ 死亡又は重篤な傷害	●	●	●		
┆ 死亡又は重篤な傷害で措置義務違反	●	●			
飲酒運転以外の交通法規違反					
┆ 著しい速度超過等悪質な交通法規違反		●	●		
┆ 物損・措置義務違反		●	●	●	
監督責任	指導監督不適正			●	●
	非行の隠ぺい, 黙認		●	●	